

# 市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書の見方

★通知書は3枚に分かれています。通知書のほかに納付書を同封しております。

## 【通知書の記載内容】

- 1枚目…徴収方法、金額、納期限等
- 2枚目…所得金額、所得控除の内訳
- 3枚目…市民税・県民税額の内訳

※課税(賦課)の根拠など詳しい内容は、1~3枚目の裏面をご確認ください。

## 【納付書】

- ・お送りした方によって枚数が異なります。
- ・口座振替をご利用の方は、納付書は入っていません。納税通知書兼税額決定通知書の2枚目右上部に引落とし口座等が記載されています。

★電話等でお問い合わせされる方

1~3枚目の右上に記載の「区」と「通知書番号」をお知らせください。

年度	区	通知書番号	組合番号
----	---	-------	------

## 1枚目(徴収方法、金額、納期限等)

### 市民税・県民税 税額決定通知書

今年度納めていただく市民税・県民税を合わせた金額です。

年税額のうち、給与から差し引かれる税額です。

令和4年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和5年度仮特別徴収税額として、令和5年4月・6月・8月に引落します。この仮特別徴収税額が、令和5年度税額より多くなる場合には、速やかに還付します。なお、未納の徴収金(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等)がある場合は、還付せず充当します。

今回の納税通知書で納付していただく金額を4期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。(一括納付用の納付書も同封しています。)

2~3頁に課税明細を表示しています。

令和5年度の年金所得にかかる年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和5年10月・12月・令和6年2月に割り振って引落します。

所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は普通徴収の第1期分から順に充当されます。充当することができなかった部分の金額は、6月末頃還付の予定です。なお、未納の徴収金(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等)がある場合は、還付せず充当します。

(賦課の根拠など詳しくは1~3頁裏面をご覧ください。)(単位:円)

年 税 額	
給与からの特別徴収税額	①
公的年金からの特別徴収税額	②
普通徴収税額(①-②-③)	④
納付済額又は前の通知書で納める税額	⑤
所得割額より控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	⑥
⑥のうち普通徴収税額に充当する額	⑦
この納付書で納める税額(④-⑤-⑦)	⑧

公的年金からの特別徴収(引落とし)税額(③)		
年 月	特別徴収税額(⑤)円	翌年度仮特別徴収税額円
令和5年4月		令和6年4月
令和5年6月		令和6年6月
令和5年8月		令和6年8月

この納税通知書で収める税額(普通徴収)(⑧)			
普 通 徴 収 税 額	各期の税額(④-⑤)円	充当額(⑦)円	差引納付額(⑧)円
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
			納 期 限
			令和5年6月30日
			令和5年8月31日
			令和5年10月31日
			令和6年1月31日

あなたが来年度も引き続き公的年金を受給される場合に、令和5年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和6年度仮特別徴収税額として、令和6年4月・6月・8月に引落します。

## 2枚目(所得金額や所得控除の内訳)

### 市民税・県民税 課税明細【1】

ふるさと納税を含む寄附金税額控除額がある場合は、内訳を記載しています。

所得とは収入金額(売上等)からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて必要経費相当額(給与所得控除等)を控除し、所得金額を求めます。

● 所得金額(A)の内訳(それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています。)

所得区分	所得金額 円	所得区分	所得金額 円
総所得金額の内訳		短期譲渡	
営業(等)		一般	
農業		軽減	
不動産		長期譲渡	
利子		一般	
配当		特定	
給与		軽減	
雑(年金所得等)		譲渡	
総合譲渡一時		上場	
純・雑繰越損失		非上場	
小 計		上場配当	
山林・退職所得		繰越損失	
参考		先物取引	
給与収入		繰越積	
公的年金等収入		条約利子・配当	

● 所得控除額(B)の内訳

所得控除区分	所得控除額 円
基礎	
障害者	
寡婦等	
勤労学生	
配偶者・扶養	
配偶者特別	
雑 損	
医療費	
社会保険料	
小規模企業共済等	
生命保険料	
地震保険料	
所得控除額計	

● 人的控除の内訳

区 分	内 訳
基 礎	
本人障害	特別障害
寡 婦	他
ひとり親	
勤労学生	
配偶者	老人
他	他
扶 養	同居老親
老人	老人
特定	他
他	
扶養障害	同居特障
他	特別障害

● 課税標準額(C)(A-B)

総 所 得
山林・退職所得
短期譲渡所得
長期譲渡所得
株式/配当/先物所得
条約利子・配当所得

※「株式/配当/先物所得」は、株式等の譲渡所得、上場株式の分離配当所得、先物取引所得を合算して表示しています。

例)

寄附金税額控除額	市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ふるさと特例控除額	市 〇〇〇円 県 〇〇〇円
ワンストップ特例控除額	市 〇〇〇円 県 〇〇〇円

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除などの人的控除額の違いは、通知書3枚目の裏面を参照してください。

## 3枚目(市民税・県民税額の内訳)

### 市民税・県民税

1,000円未満の端数は切捨てています。

課税標準額(C)にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額に税額控除額(E)を控除した後の金額です。(100円未満の端数切捨て)

● 税額の内訳

内 訳 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)
課税標準額		
総所得金額		
山林・退職所得金額		
短期譲渡所得金額		
長期譲渡所得金額		
株式等/配当/先物所得		
条約利子・配当所得		
税額控除前所得割額(D)		
税 額 控 除 額 計 (E)		
税額控除後所得割額(F)(D-E)		
均 等 割 額 (G)		
減 免 額 (H)(コード)		
差 引 税 額 (F+G-H)		
年 税 額 (円)		

※課税標準額(C)に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額(F)の内訳を表示しています。

年度	区	通知書番号	組合番号
----	---	-------	------

● 減免について  
減免コードを記載しているときは、市税条例に定める軽減をしています。

コード	説 明
31	所得割が非課税になっています。
61 63	寡婦、ひとり親、障害者、未成年者に該当し、一定の所得要件を満たす方については所得割額及び均等割額を5割減額しています。
64 67	
41	所得が激減された方について、申請にもとづき減額しています。

備考

● 特別徴収を行う公的年金の支払者の名称と種類

支払者の名称

公的年金の種類

● 税額の計算方法 市民税・県民税額は、前年中の所得について、次の方法によって計算します。

$$\text{市民税均等割額} + \text{市民税所得割額} - \text{市民税減免額} = \text{市民税年税額}$$

$$\text{県民税均等割額} + \text{県民税所得割額} - \text{県民税減免額} = \text{県民税年税額}$$

市税条例に基づく減免が適用されている場合には、コード番号と減免金額を表示しています。コード番号は、右側の「減免について」を参照してください。

今年度納めていただく市民税・県民税を合わせた金額です。